

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改正案

現行

（騒音防止装置）

（騒音防止装置）

第二十七条 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）及び旧規則第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車（以下「騒音防止装置認定自動車」という。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

第二十七条 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）及び旧規則第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車（以下「騒音防止装置認定自動車」という。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条及び次条において同じ。）を除く。）（車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの）	八十	九十二
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	七十八	八十九
小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十六
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十四

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）（車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの）	八十	九十二
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	七十八	八十九
小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十六
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十四

2 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項又は第十九項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定

2 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項又は第十九項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定

方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
騒音	加速走行騒音	騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの	七十四	八十五	
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	八十四	

3 昭和五十四年十一月三十日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外のもの）であつては昭和五十五年二月二十九日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。）にあつては昭和五十四年八月三十一日、輸入された自動車にあつては昭和五十六年三月三十一日）以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の騒音の欄に掲げるもの（第一項及び第二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十四年一月一日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和五十四年四月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
騒音	加速走行騒音	騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	八十	八十九	
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十七	
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの			八十七

方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
騒音	加速走行騒音	騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの	七十四	八十五	
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	八十四	

3 昭和五十四年十一月三十日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項において同じ。）であつて輸入された自動車以外のもの）にあつては昭和五十五年二月二十九日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。）にあつては昭和五十四年八月三十一日、輸入された自動車にあつては昭和五十六年三月三十一日）以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の騒音の欄に掲げるもの（第一項及び第二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十四年一月一日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和五十四年四月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
騒音	加速走行騒音	騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	八十	八十九	
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十七	
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの			八十七

一車両総重量が三・五トン以下のもの		
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十四	八十三
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十二
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十三

4 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて昭和五十八年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十七年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項、第十三項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものであつて昭和五十九年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 七十デシベル
二 加速走行騒音 八十一デシベル

一車両総重量が三・五トン以下のもの		
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十四	八十三
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十二
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十三

4 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を含む。）を除く。）であつて昭和五十八年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十七年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項、第十三項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものであつて昭和五十九年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ

- 造であればよい。
- 一 定常走行騒音 七十八デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	八十	八十六
下のもの	七十四	八十一

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第二項、第三項及び第六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十二条の三第一項の規定により抹

- れ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。
- 一 定常走行騒音 七十八デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を含む。）	八十	八十六
下のもの	七十四	八十一

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第二項、第三項及び第六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十二条の三第一項の規定により抹

方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十デシベル

二 加速走行騒音 八十六デシベル

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の六十パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ二十メートル離れた地上高さ一・二メートルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車	昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車） 昭五十年十二月三十一日
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和五十年十二月三十一日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和五十三年十二月三十一日
ニ イからハまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和六十一年五月三十一日（輸入された自動車） 平成元年三月三十一日

10 小型自動車（二輪自動車に限る。）であつて昭和六十三年八月三十一日（輸入された自動車）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、前項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 七十四デシベル

二 加速走行騒音 七十八デシベル

別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十デシベル

二 加速走行騒音 八十六デシベル

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の六十パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ二十メートル離れた地上高さ一・二メートルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車	昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車） 昭五十年十二月三十一日
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和五十年十二月三十一日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和五十三年十二月三十一日
ニ イからハまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和六十一年五月三十一日（輸入された自動車） 平成元年三月三十一日

10 小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）であつて昭和六十三年八月三十一日（輸入された自動車）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、前項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 七十四デシベル

11 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車）
 昭和三十二年三月三十一日

ロ 騒音防止装置認定自動車

昭和五十年十二月三十一日

ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）

昭和六十三年五月三十一日（輸入された自動車）
 平成三年三月三十一日

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車）
 昭和三十二年三月三十一日

ロ 騒音防止装置認定自動車

昭和五十年十二月三十一日

ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）

昭和五十年五月三十一日（輸入された自動車）
 平成四年三月三十一日

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車）
 平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車

二 加速走行騒音 七十八デシベル

11 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車）
 昭和三十二年三月三十一日

ロ 騒音防止装置認定自動車

昭和五十年十二月三十一日

ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）

昭和六十三年五月三十一日（輸入された自動車）
 平成三年三月三十一日

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車）
 昭和三十二年三月三十一日

ロ 騒音防止装置認定自動車

昭和五十年十二月三十一日

ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）

昭和五十年五月三十一日（輸入された自動車）
 平成四年三月三十一日

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車）
 平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車

車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	百七
専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	八十五	百三
軽自動車（二輪自動車に限る。）	八十五	九十九

14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第四項まで、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車	八十	八十三

車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	百七
専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	八十五	百三
軽自動車（二輪自動車に限る。）	八十五	九十九

14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第四項まで、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車を含む。）	八十	八十三

両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの

専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	七十八
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

15 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十五デシベル
二 近接排気騒音 百三デシベル

16 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十五デシベル
二 加速走行騒音 百三デシベル

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第三項、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつ

む。以下この表において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの

専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	七十八
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

15 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十五デシベル
二 近接排気騒音 百三デシベル

16 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 八十五デシベル
二 加速走行騒音 百三デシベル

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第三項、第六項及び第七

て、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第十五項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十四デシベル
- 二 近接排気騒音 七十八デシベル

18 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項若しくは同令第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（口）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定

項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第十五項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十四デシベル
- 二 近接排気騒音 七十八デシベル

18 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項若しくは同令第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（口）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定

める方法に
より測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別		騒音の大きさ	
騒音	定常走行	騒音	加速走行
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十八	八十三	
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	七十四	七十八	
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	七十四	七十八	

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（ロ）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十八項及び前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別		騒音の大きさ	
騒音	定常走行	騒音	加速走行
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車	七十八	八十三	

める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別		騒音の大きさ	
騒音	定常走行	騒音	加速走行
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車（ <u>側車付二輪自動車を含む。</u> 以下この表において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十八	八十三	
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	七十四	七十八	
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	七十四	七十八	

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（ロ）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十八項及び前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別		騒音の大きさ	
騒音	定常走行	騒音	加速走行
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車	七十八	八十三	

21	及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	口 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	七十四	七十八
		ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	七十四	七十八

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日（イ）及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日（イ）以前に製作されたもの（第九項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	騒音の大きさ	騒音の大きさ
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	騒音	騒音
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	八十五		百七

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日（イ）及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日（イ）以前に製作されたもの（第一項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車

21	及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	口 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	七十四	七十八
		ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	七十四	七十八

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日（イ）及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日（イ）以前に製作されたもの（第九項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類	騒音の大きさ	騒音の大きさ	騒音の大きさ
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	騒音	騒音
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	八十五		百七

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日（イ）及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日（イ）以前に製作されたもの（第一項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車

及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十三
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十一人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十三
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第二十八条 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

一、二（略）	（略）
三 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十九年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第五条第九号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）に	（略）

及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行 騒音	加速走行 騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十三
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十一人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十三
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第二十八条 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

一、二（略）	（略）
三 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十九年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第三条第九号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）に	（略）

よる改正前の道路運送車両法施行規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）
 四 次に掲げる二輪自動車
 イ、ロ（略）
 五（九）（略）

2 (略)
 3 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された軽自動車（昭和四十八年四月一日以降に道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第五項の規定により指定を受けたもの、指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、型式指定自動車にあつては法第七十五条第四項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては施行規則第六十三条の検査（以下「完成検査等」という。）の際、積車状態で前項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が三・〇パーセント以下であればよい。

4 昭和五十年十一月三十日（二サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあつては、昭和五十一年三月三十一日）以前に製作された自動車であつて第一表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第二項及び第三項の自動車並びに昭和五十年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査の際、三十八キロメートル毎時以上四十二キロメートル毎時以下の範囲内の速度で十五分以上運転を行った当該自動車を空車状態とし、これに二人の人員（人員一人の重量は、五十五キログラムとする。）が乗車し、又は百十キログラムの物品が積載された状態で、第二表に掲げる運転条件で運行する場合（以下単に「十モード法により運行する場合」という。）に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 （二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が二・五トン以下のもの及び専ら乗用の	ガソリンを燃料とするもの 液化石油ガ	二六・〇	三・八〇	三・〇〇
		一八・〇	三・二〇	三・〇〇

よる改正前の道路運送車両法施行規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）
 四 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車
 イ、ロ（略）
 五（九）（略）

2 (略)
 3 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された軽自動車（昭和四十八年四月一日以降に道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第五項の規定により指定を受けたもの、指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、型式指定自動車にあつては法第七十五条第四項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては施行規則第六十三条の検査（以下「完成検査等」という。）の際、積車状態で前項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が三・〇パーセント以下であればよい。

4 昭和五十年十一月三十日（二サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあつては、昭和五十一年三月三十一日）以前に製作された自動車であつて第一表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第二項及び第三項の自動車並びに昭和五十年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査の際、三十八キロメートル毎時以上四十二キロメートル毎時以下の範囲内の速度で十五分以上運転を行った当該自動車を空車状態とし、これに二人の人員（人員一人の重量は、五十五キログラムとする。）が乗車し、又は百十キログラムの物品が積載された状態で、第二表に掲げる運転条件で運行する場合（以下単に「十モード法により運行する場合」という。）に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 （二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて、車両総重量が二・五	ガソリンを燃料とするもの 液化石油ガ	二六・〇	三・八〇	三・〇〇
		一八・〇	三・二〇	三・〇〇

用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び二サイクルの原動機を有するものを除く。）	スを燃料とするもの	二十六・〇	二十二・五	〇・五〇
二サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	二十六・〇	二十二・五	〇・五〇

5・6 (略)

7 第一表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十三年三月三十一日以前に製作されたもの（第二項の自動車並びに昭和五十二年八月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号の自動車	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五・二十	百万分の二・千二百
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四・四十	百万分の二・千二百

8 (略)

9 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ、同項第四号の表のイ及び第百十九条第一項第二号の表のイに掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）に限る。）であつて昭和五十四年二月二十八日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十三年四月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止

トン以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び二サイクルの原動機を有するものを除く。）	スを燃料とするもの	二十六・〇	二十二・五	〇・五〇
二サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	二十六・〇	二十二・五	〇・五〇

5・6 (略)

7 第一表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十三年三月三十一日以前に製作されたもの（第二項の自動車並びに昭和五十二年八月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ第一表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第一表

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号の自動車	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五・二十	百万分の二・千二百
	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・一	百万分の四・四十	百万分の二・千二百

8 (略)

9 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ、同項第四号の表のイ及び第百十九条第一項第二号の表のイに掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に限る。）であつて昭和五十四年二月二十八日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十三年四月一日以降に、

装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・三九、窒素酸化物にあつては〇・八四（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては〇・五〇、四サイクルの原動機を有する軽自動車及び小型自動車に等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては一・二〇）を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八十五・〇、炭化水素にあつては九・五〇、窒素酸化物にあつては八・〇〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては六・〇〇、四サイクルの原動機を有する軽自動車及び小型自動車に等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては九・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

10 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）を除く。）であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）、窒素酸化物にあつては二・三〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）を超えないものであること。

指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・三九、窒素酸化物にあつては〇・八四（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては〇・五〇、四サイクルの原動機を有する軽自動車及び小型自動車に等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては一・二〇）を超えないものであること。

二 当該自動車を十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては八十五・〇、炭化水素にあつては九・五〇、窒素酸化物にあつては八・〇〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては六・〇〇、四サイクルの原動機を有する軽自動車及び小型自動車に等価慣性重量が一トンを超える普通自動車及び小型自動車にあつては九・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第百十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

10 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）を除く。）であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては十七・〇、炭化水素にあつては二・七〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十五・〇）、窒素酸化物にあつては二・三〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）を超えないものであること。

二 当該自動車を一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）、窒素酸化物にあつては二十・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第九十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

11 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 （専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車を除く。）で あつて車両総重量が二・五ト ンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の千 八百五十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の千 八百五十

12
15 (略)

16 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十七年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項及び第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十七年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

二 当該自動車を一モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあつては百三十、炭化水素にあつては十七・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、七十・〇）、窒素酸化物にあつては二十・〇（二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、四・〇〇）を超えないものであること。

三 前二号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号まで及び第九十九条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

11 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十四年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十四年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 （専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車（側車付二輪 自動車を含む。）を除く。）で あつて車両総重量が二・五 トンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の千 八百五十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の千 八百五十

12
15 (略)

16 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和五十七年十一月三十日（輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項及び第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十七年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 (専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車を除く。)であ つて車両総重量が二・五ト ンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の千 三百九十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の千 三百九十

24 17
23 (略)

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項及び第十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成元年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 (専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車を除く。)であ つて車両総重量が二・五ト ンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の九 百九十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の九 百九十

29 25
28 (略)

次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項まで、第九項、第十項、第十三項から第十五項まで、第二十一項、第二十三項及び第二十六項の自動車を除く。）並びに平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成三年十一月一日（輸入された自動車にあつては、平成五年四月一日）以降に製作されたものについては、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメー

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 (専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車(側車付二輪 自動車を含む。))を除く。)であ つて車両総重量が二・五 トンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の千 三百九十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の千 三百九十

24 17
23 (略)

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項及び第十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成元年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車 (専ら乗用の用に供するもの 及び二輪自動車(側車付二輪 自動車を含む。))を除く。)であ つて車両総重量が二・五 トンを超えるもの	ガソリンを 燃料とする もの	百分の一・ 六	百万分の五 百二十	百万分の九 百九十
	液化石油ガ スを燃料と するもの	百分の一・ 一	百万分の四 百四十	百万分の九 百九十

29 25
28 (略)

次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項から第六項まで、第九項、第十項、第十三項から第十五項まで、第二十一項、第二十三項及び第二十六項の自動車を除く。）並びに平成三年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成五年三月三十一日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成三年十一月一日（輸入された自動車にあつては、平成五年四月一日）以降に製作されたものについては、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第百十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメー

トル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	車両総重量が一・七トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）	一一・七〇	〇・三九	〇・四八
ロ	車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び二輪自動車を除く。	十七・〇	二・七〇	〇・九八
ハ	軽自動車（イに掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十 五・〇）	〇・七四 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇 五・〇）

二・三（略）
30・31（略）
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成五年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項及び第二十四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成四年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの）及び二輪自動車を除く。）で	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の八百五十

トル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	車両総重量が一・七トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	一一・七〇	〇・三九	〇・四八
ロ	車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。	十七・〇	二・七〇	〇・九八
ハ	軽自動車（イに掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、十 五・〇）	〇・七四 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇 五・〇）

二・三（略）
30・31（略）
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成五年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成六年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項及び第二十四項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成四年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を第七項の第二表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの）及び二輪自動車（側車付二輪	ガソリンを燃料とするもの	百分の一・六	百万分の五百二十	百万分の八百五十

あつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・百分の四	百分の八
----------------------	----------------	-----------	------

二(略)

42 33 41(略) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成八年十月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成九年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項及び第三十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成七年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。)であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百二十六	七・九〇	七・二〇
	液化石油ガスを燃料とするもの	百五	六・八〇	七・二〇

二(略)

51 43 50(略) 次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項から第五項まで、第十項、第十四項、第十五項、第二十三項、第二十六項、第二十九項及び第四十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第九十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キ

自動車を含む。)を除く。)であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	液化石油ガスを燃料とするもの	百分の一・百分の四	百分の八
------------------------------------	----------------	-----------	------

二(略)

42 33 41(略) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて平成八年十月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成九年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項及び第三十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成七年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	百二十六	七・九〇	七・二〇
	液化石油ガスを燃料とするもの	百五	六・八〇	七・二〇

二(略)

51 43 50(略) 次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項から第五項まで、第十項、第十四項、第十五項、第二十三項、第二十六項、第二十九項及び第四十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第二項並びに第九十九条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キ

ロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇	〇・六三
ロ	軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、五・〇）	〇・七四 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）

二・三（略）
52 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項及び第四十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの 液化石油ガスを燃料とするもの	百三十六 百五	七・九〇 六・八〇	五・九〇 五・九〇

ロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び第五三項において同じ。）を除く。）	十七・〇	二・七〇	〇・六三
ロ	軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）	十七・〇	二・七〇 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、五・〇）	〇・七四 （二サイクルの原動機を有する軽自動車にあつては、〇・五〇）

二・三（略）
52 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項及び第四十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて車両総重量が二・五トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの 液化石油ガスを燃料とするもの	百三十六 百五	七・九〇 六・八〇	五・九〇 五・九〇

二（略）

— するもの

53
59（略）
60 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて専ら乗用の用に供する自動車又は車両総重量が二・五トン以下の自動車以外のものであつて平成十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項、第四十二項及び第五十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては六十八・〇、炭化水素にあつては二・二九、窒素酸化物にあつては五・九〇を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

61
80（略）

81 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（細目告示第百十九条第一項第四号の規定の適用を受ける自動車に限る。）であつて、平成十七年九月三十日以前に製作されたものについては、同項第十号の規定は適用しない。

82
84（略）

85 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車（施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた自動車に限る。）であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の第三項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第九百九号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容

二（略）

— トンを超えるもの

53
59（略）
60 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて専ら乗用の用に供する自動車又は車両総重量が二・五トン以下の自動車以外のものであつて平成十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項、第七項、第十一項、第十六項、第二十四項、第三十二項、第四十二項及び第五十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一号及び第二号並びに第二項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第一の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては六十八・〇、炭化水素にあつては二・二九、窒素酸化物にあつては五・九〇を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第四十一条第二項第一号から第三号までに掲げる基準に適合したものであること。

61
80（略）

81 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（細目告示第百十九条第一項第三号の規定の適用を受ける自動車に限る。）であつて、平成十七年九月三十日以前に製作されたものについては、同項第十号の規定は適用しない。

82
84（略）

量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

86

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	二サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第十五号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

87

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	二サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

88

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	二サイクルの原動機を有するもの	十四・四	五・二六	〇・一四
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	二十・〇	二・九三	〇・五一

ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の

三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十七号、第一百九条第一項第九号及び第九十七号第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素
イ	二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

89 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十七号、第一百九条第一項第九号及び第九十七号第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素
イ	二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

第二十九条（第六十二条（略））

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第六十三条（略）

2（略）

3 ガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車（施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定された第一種原動機付自転車に限る。）であつて平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項第一号に掲げる第一種原動機付自転車及び輸入された第一種原動機付自転車以外の第一種原動機付自転車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた第一種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百四十三条第一項第一号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、当該原動機付自転車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第九百九号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量を

グラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

4

ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車（施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定された第二種原動機付自転車に限る。）であつて平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項第二号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であつて平成十九年十月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百四十三条第一項第一号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の第五項の検査の際、当該原動機付自転車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に施行規則第六十二条の第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ	二サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

5

ガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車であつて平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項第一号に掲げる第一種原動機付自転車及び輸入された第一種原動機付自転車以外の第一種原動機付自転車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた第一種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百四十三条第一項第二号、第二百五十九条第一項及び第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別		一酸化炭素	炭化水素
イ	二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ	四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

ロ	四サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千
イ	二サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
	原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素

6 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車であつて平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第二項第二号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であつて平成十九年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百四十三条第一項第二号、第二百五十九条第一項及び第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。